

ノンイミグランド-O-A (1年 ロングステイ)

来館前に、必ず事前予約【VABO】www.thaiconsulate-visa.jp/vabo/を行ってください。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認下さい。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に
関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国目的	50歳以上の者で、ロングステイを 目的としてタイに入国・滞在する 場合（就労禁止）	入国回数	マルチプルエントリ
		ビザ有効期限	発行日から1年
		入国後の滞在可能期間	入国日から1年
		ビザ申請料金 (現金のみ)	22,000 円
申請案件	<ul style="list-style-type: none">申請時に満50歳以上であることタイ王国の入国禁止者リストに入っていないこと日本、または国籍を有する国や居住国においてタイ王国の治安を脅かすような犯罪歴がないこと日本国籍の方、もしくは日本の永住権を持つ外国籍の方仏暦2535年の省令に定められる禁止疾患（ハンセン病、結核、麻薬中毒、象皮病、第三期梅毒）ではないことタイ国内での就労禁止入国後、タイ入国管理局にてさらに1年の滞在延長の申請が可能（延長申請は1回のみ可能）		
注意事項	<ul style="list-style-type: none">提出した航空券（e チケット）または 航空券予約確認書の入国日に必ず入国すること。タイ入国後、入国管理局はビザの種類に応じて滞在可能な期間を許可します。その期間を超えて滞在を希望する者は、タイ入国管理局で滞在期間の延長を申請可能です。一旦受理した書類は一切返却致しません。ビザ申請料は返金できません。下記の必要書類は、事前の通知なしに変更することがあります。タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあります。また申請者が全ての書類を揃えていても、タイ王国大阪領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。ビザの発給は総領事館の裁量で決定します。ビザ発給拒否の理由については、問い合わせがあっても回答できません。詐称もしくは虚偽の申請を行った場合は永久に申請不適合となります。		

必要書類

※以下の必要書類には、公証人役場と日本外務省または申請者の国籍国の所管省庁で認証を受ける必要があるものがあります。
認証が必要な書類は、各書類ごとにそれぞれ認証を受けること（書類をまとめて1つの認証では受付できません。）

1. パスポート 原本 と コピー2 部

- 有効期限が 18 か月以上あるもの
- 査証欄の余白部分が 2 ページ以上あるもの
- コピーはデータ面（顔写真のある面・パスポート番号記載面・所持者サイン記載面）を A4 サイズで取ること

2. 申請書（Application For Visa） 2 枚 [[PDF 1](#), [PDF 2](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

3. 証明写真 2 枚

- サイズ 縦 4.5cm×横 3.5 cm
- カラー写真で、3 か月以内に撮影されたもの
- 申請書 1 枚に対し写真 1 枚を貼り付けてください
- 国籍によって枚数が異なります。以下の日本国籍以外の申請者の追加書類をご確認ください。

4. 経歴書（Personal History） 2 枚 [[PDF](#)]

- 全ての欄を記入し、申請者が該当する署名欄に、パスポート内の署名と同一の署名をしたもの

5. 航空券（e チケット）または 航空券予約確認書 コピー2 部

- 航空会社 もしくは 旅行代理店発行のもので、申請者名、便名、タイ入国日が明記されていること

6. 金融証明書（以下の A から C のいずれかの書類）

- A. 年金証書と最新の額面入り年金振込通知書 **コピー2 部** ※申請時に原本を提示すること（月々65,000 バーツ以上の額に相当する受給額が確認できること）
- B. 英文の銀行預金残高証明書 過去 3 か月分 **原本 と コピー1 部**（各月 800,000 バーツ以上の額に相当する預金残高が申請する月を含めて過去 3 か月間確認できること）
- C. 収入証明書（年間）と英文銀行残高証明書 **原本 と コピー1 部**（合算で 800,000 バーツ以上の額に相当することが確認できること）
- 発行から 3 か月以内のもの
 - A~C の書類は公証人役場→法務局→外務省の順で認証を受けること

大阪府のワンストップサービス（公証人の認証、法務局の公証人押印証明、外務省の公印確認を一度に取得可能）は[こちら](#)参照可能

7. 無犯罪証明書（英文）

- 日本 または 申請者の国籍の所管庁発行
- 開封厳禁
- 発行から 3 か月以内のもの
- 外務省 または 申請者の国籍国の所管庁で認証を受けること

8. 国公立病院発行英文健康診断書（英文）原本 と コピー1 部

- 禁止疾患：ハンセン病、結核、麻薬中毒、象皮病、第三期梅毒に罹患していないことを示す内容を含むこと
- 発行から 3 か月以内のもの
- 外務省の認証を受けること

9. 保険証券 原本 と コピー2 部

- タイ国内 もしくは 外国の保険会社発行の保険証券であること
タイ国内の保険会社一覧はこちらから参照可能 <https://longstay.tgia.org>
- 入国日から 1 年、又はそれ以上の滞在予定の方は滞在期間が適用されている保険期間であること
- 新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む 10 万米ドル以上もしくは 300 万バーツ以上の治療補償額があること

10. 医療保険加入証明書 (Foreign Insurance Certificate) 原本 と コピー1 部

規定書式は[こちら](#)から参照可能

- 保険会社が記入し、サイン権保有者の 3 名の直筆署名があること
- 保険会社の社印もしくは社判が捺印されていること
- 外国の保険会社の場合は、公証人役場→法務局→外務省の順で認証を受けること

大阪府のワンストップサービス（公証人の認証、法務局の公証人押印証明、外務省の公印確認を一度に取得可能）は[こちら](#)参照可能

※申請者が配偶者と一緒に渡航を望む場合で、配偶者がノンイミгранトビザO-A（ロングステイ）の申請資格がない場合は、以下の A-B の書類でノンイミгранト O ビザ シングルエントリー（90 日滞在可能）の申請が可能

A) 上記 1-5 の必要書類

B) 申請者と配偶者の家族関係を証明する公的書類

- 日本国籍の場合は戸籍謄本 原本（発行から 3 か月以内のもの）
- 申請者とその家族が外国籍同士の場合は、住民票 または その国での婚姻証明書コピーと英文翻訳文

日本国籍以外の申請者の追加書類

12. 在留カードの裏表コピー 2部（申請時に原本を提示すること）

- 有効期限が 3 か月以上あるもの
- 在留期限を更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーも提出すること

13. 申請書と証明写真（以下の表に記載のある国籍のみ）（証明写真は申請書に貼り付けてください）

- 1-28 の国籍の方は ビザ申請用紙 3 枚と写真 3 枚
- 29-30 の国籍の方は ビザ申請用紙 4 枚と写真 4 枚

1. アフガニスタン	2. バングラデシュ	3. エジプト	4. 北朝鮮
5. リビア	6. パレスチナ	7. スーダン	8. イエメン
9. カメルーン	10. コンゴ共和国	11. コンゴ民主共和国	12. 赤道ギニア共和国
13. ギニア共和国	14. アルジェリア	15. 中国	16. イラク
17. レバノン	18. ネパール	19. パキスタン	20. スリランカ
21. シリア	22. ガーナ	23. 中央アフリカ共和国	24. ソマリア連邦共和国

25. サントメ・プリンシペ 民主共和国	26. リベリア共和国	27. シエラレオネ共和国	28. ミャンマー (日本国法務省発行の再入国 許可書保持者)
29. ナイジェリア	30. イラン		

※ 上記表に記載の国籍の申請者は、ビザ発給までの審査に3日から60日ほど時間を要する場合がございます。
ご出発する前は余裕を持って申請されることを推奨します。

※ ナイジェリア国籍の申請者は、ここに記載のある全ての必要書類に加え、The National Drug Law Enforcement Agency (NDLEA) 発行の無犯罪証明書の提出が必要です。また、この証明書はナイジェリア連邦共和国外務省で認証を受け、その後在アブジャタイ王国大使館で認証を受けてください。